

## コンプライアンス規程

### (総則)

第1条 この規定は、一般社団法人 SDGs オープンイノベーションプラットフォーム（以下「当法人」という）におけるコンプライアンスについて規程する。

### (定義)

第2条 この規定におけるコンプライアンスとは、当法人が行うあらゆる活動の局面において、関連する法令・条例・契約・社内規定等、明確に文章化された社会ルール(以下「コンプライアンス」という)の遵守をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規定は当法人の全ての役員及び職員（正職員のほか、派遣契約その他の契約に基づき当法人の業務に従事する者を含む。）（以下「役職員」という）に適用する。

### (経営方針)

第4条 当法人は、コンプライアンスを経営の基本方針とする。この規定の企画・管理および採択、実施の推進・支援のため「コンプライアンス統括責任者」及び「コンプライアンス委員会」を設置する。

### (コンプライアンス統括責任者)

第5条 当法人は、コンプライアンスの遵守を推進するため、コンプライアンス統括責任者を設置し、代表理事が就くこととする。コンプライアンス統括責任者は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス責任者は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス責任者の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長に、監事並びに事務局長と、必要に応じて外部有識者を委員として構成する。

2 コンプライアンス委員会は以下の事項について、その対応を行う。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第7条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月及び9月をめどに開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(責務)

第8条 役職員は、前条の基本方針をふまえ、コンプライアンスを誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第9条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自らコンプライアンスに違反する行為
- (2) 他の役職員に対してコンプライアンスに違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員のコンプライアンスに違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第10条 役職員は、他の役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別に定める「公益通報者保護規程」に従い、速やかに会社に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第11条 当法人は第8条の規定に違反した職員に対し、懲戒処分等を行うことができる。法令違反を行った役員に対しては厳正な処分を課す。

(免責の制限)

第12条 役職員は、次に掲げることを理由として自らが行ったコンプライアンスに違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) コンプライアンスについて正しい知識がなかったこと
- (2) コンプライアンスに違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の役職員の指示・教唆により行ったこと

(4) 法人の利益を図る目的で行ったこと

(コンプライアンス宣言の公開)

第13条 当法人は、全ての業務においてコンプライアンスを徹底するために、ホームページにてコンプライアンス宣言を公開する。

2 役職員は、公開されたコンプライアンス宣言を遵守し、日常業務においてこれを実践する責任を負う。

(事前相談)

第14条 役職員は、自らの行動や意思決定がコンプライアンスに違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第15条 法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規定は、2024年10月1日より実施する。